



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

障害者自立支援法第60条第1項による指定自立支援医療機関
(育成医療・更生医療)の指定更新手続きについて

自立支援医療機関の指定につきましては、障害者自立支援法第60条第1項の規定により、指定日から6年ごとに更新の手続きが必要とされております。

今般、障害者自立支援法の施行から6年が経過し、更新手続きが必要となる自立支援医療機関が生じることから、更新手続きを行っていただき、またその際には、従来の必要書類に加えて新たに誓約書及び役員の氏名等を記載した書類の提出が必要となる旨、福岡県障害者更生相談所長より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成24年度中に指定有効期限が到来する自立支援医療機関には、福岡県障害者更生相談所より直接通知されており、提出締切は5月18日とされていることを申し添えます。

記

1. 指定自立支援医療機関の指定及び更新に際し、必要書類が追加された理由

指定障害福祉サービス事業の指定申請の際の記載事項が追加されることに伴い、同じ省令で規定されている指定自立支援医療機関についても、同様の取扱とされたため。

2. 4月1日以降、指定更新等に際し必要となる書類

	従来からの必要書類一覧	新たに必要となる書類一覧
病院・診療所	・指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）更新申請書	・誓約書 ・役員の氏名、生年月日及び住所

福 岡 県 医 師 会 長 } 殿
福 岡 県 薬 剤 師 会 長 }

福岡県障害者更生相談所長

障害者自立支援法第 6 0 条第 1 項による指定自立支援医療機関
(育成医療・更生医療) の指定更新手続きについて

日頃から本県の障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

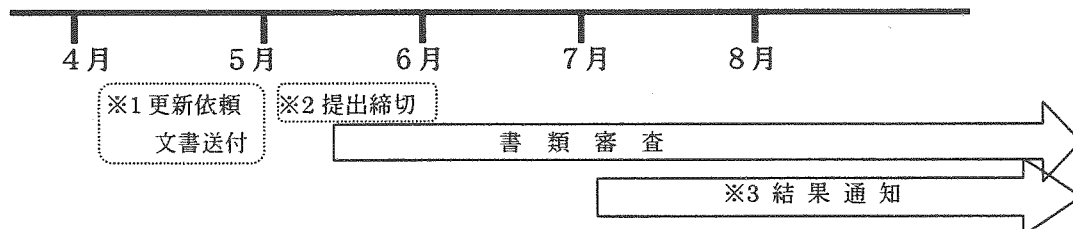
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新手続きにつきましては、「障害者自立支援法第 6 0 条第 1 項による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定更新手続きについて」(平成 2 4 年 2 月 2 0 日付 2 3 障相第 1 3 9 3 号)によりご協力いただいているところですが、厚生労働省から指定(更新)申請等における必要書類が新たに追加(誓約書、役員の氏名等を記載した書類)されたため、下記のとおり更新手続きを行うこととしますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 指定自立支援医療機関の指定及び更新に際し、必要書類が追加された理由

指定障害福祉サービス事業者の指定申請の際の記載事項が追加されることに伴い、同じ省令で規定されている指定自立支援医療機関についても、同様の取扱いとされたため。

2. 指定から更新までの流れ



※ 1 平成 2 4 年度中に指定後 6 年目の更新時期が到来するすべての医療機関等

3 9 2 件(病院・診療所 9 4 ・薬局 2 7 7 ・訪問看護事業者 2 1) に指定更新依頼文書を送付します。

※ 2 指定更新申請書の提出は、医療機関等を管轄する市福祉事務所又は県保健福祉(環境)事務所へ行います。(提出締切日 5 月 1 8 日(金))

※ 3 当所にて申請書を審査し、次のとおり結果を通知する予定です

更 新 月	通 知
平成 1 8 年 7 月指定分	平成 2 4 年 7 月 1 日通知
平成 1 8 年 8 ～ 9 月指定分	平成 2 4 年 8 月 1 日通知
平成 1 8 年 1 0 ～ 1 2 月指定分	平成 2 4 年 1 0 月 1 日通知
平成 1 9 年 1 ～ 3 月指定分	平成 2 5 年 1 月 1 日通知

3. 指定更新に必要な書類

① 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)更新申請書

② 誓約書

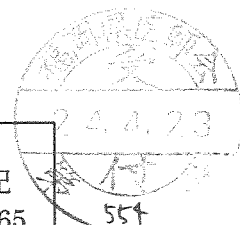
③ 役員の氏名、生年月日及び住所

※②、③は新たに追加された書類です。

【問い合わせ先】

福岡県障害者更生相談所担当：田中 真紀

TEL：092-586-1055 FAX：092-586-1065



障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

開設者

住 所

氏名又は名称

印

下記に掲げる障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。

記

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名称

代表者

印

下記に掲げる障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。

記

（誓約項目）

障害者自立支援法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者自立支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第6号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第8号関係

申請者が、障害者自立支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第9号関係

申請者が障害者自立支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

9 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

役員の氏名、生年月日及び住所

申請者（法人）名（ ）

[illegible]